琉球大学学術リポジトリ

歴代国王世系之図

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2021-09-08 キーワード (Ja): 所収コレクション：琉球大学附属図書館宮良殿内文庫, 宮良殿内（みやらどぅんち） キーワード (En): In Collection: The Miyara-Dounchi Collection (University of the Ryukyus Library) 作成者: 松茂氏當宗（筆写）, 2021/9/8 16:10 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/49132

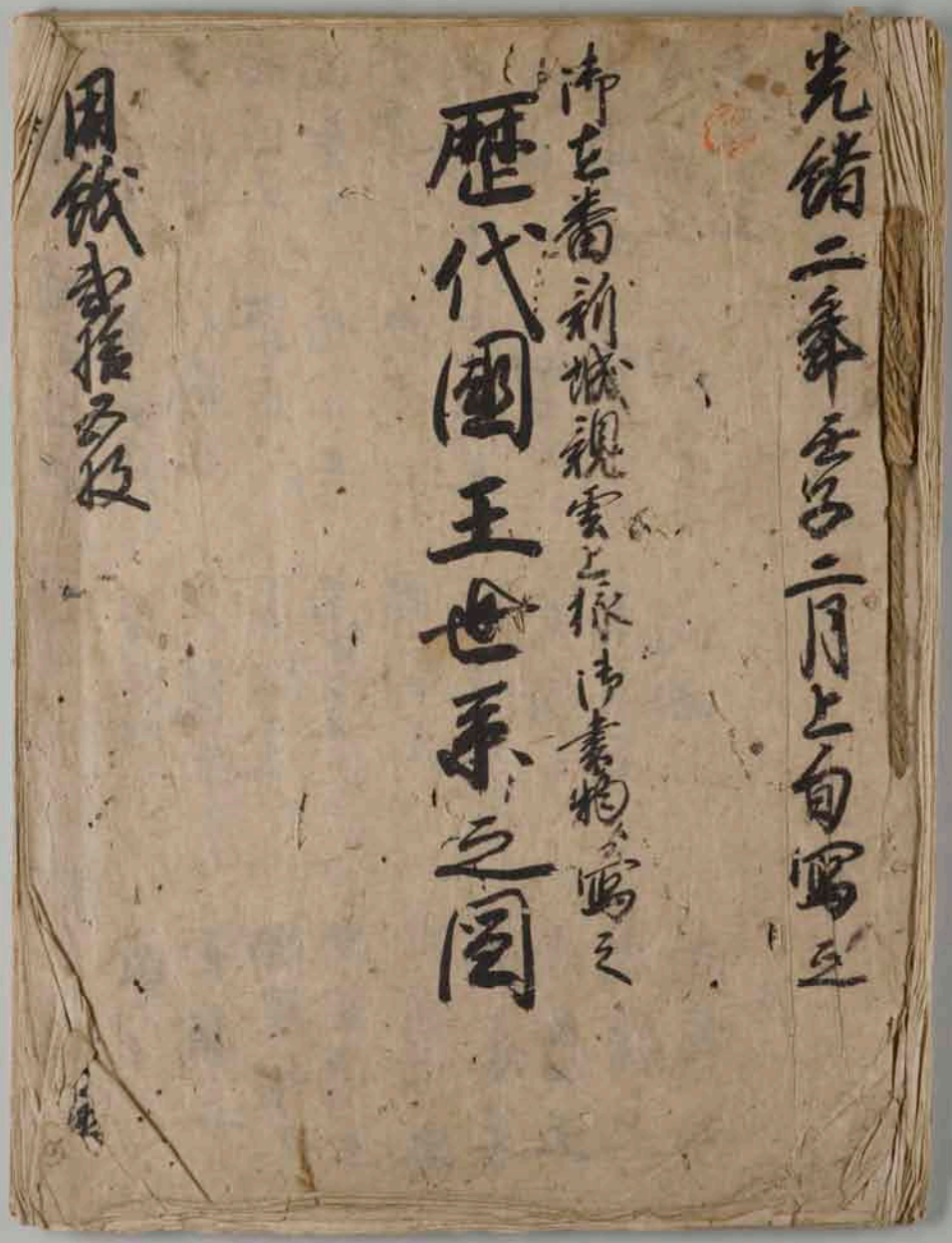

先緒二年壬子二月上旬寫之

御在番新城親雲上振御書物寫之

歷代國王世系之圖

用錢壹拾四枚

歷代國王世系之圖

天孫氏　舜天王　舜馬順熙王　義本王
英祖王　大成王　英慈王　玉城王
西威王　察度王　武寧王　尚思紹王
尚巴志王　尚忠王　尚思達王　尚金福王
尚泰久王　尚德王　尚圓王　尚宣威王
尚真王　尚清王　尚元王　尚永王
尚寧王　尚豐王　尚賢王　尚質王
尚貞王　尚益王　尚敬王　尚穆王
尚溫王　尚成王　尚灝王　尚育王
尚泰王

琉球之元來

琉球は元來は易ぬるにむかし隋は煬帝勅命有て朱寛と云へる人を國へ渡海し遥に地界を見ると云ふ波濤は國に蟠旋蜿蜒として其形ち虬龍は水中に浮ごとし初て流虬と名付しかるに隋書に字を誤て流求と出せり唐宋を經て元に至り又瑠求とは後世大明洪武皇帝改て琉球は名を云ふ文ある以來日本國に琉球國と稱せ又曰國中に五嶽ありて雜嶽八重所嶽稱尾嶽名護嶽恩納嶽是なり稱尾嶽は他の山に比するに尤高く嶮く國中は第一峯とす亦曰天孫氏國云國開しなふ中華は盤古氏は如し舜天王逆臣を誅し國を定なふ傳て義本王に至り賢を野に求め宝位を讓なふ中華は堯舜は如し尚巴志王雄武の國中

一統し給ひ尚圓王誕そて小山より起り給ふ民推崇て
階下に祚齋を中華は湯武は如し尚宣威既に立給ふ事
六月銀幼王を拔植し遷て治位に居ゆ中華は伊尹周公は
如し是その大なるものを先にして賛すると云々

中山王御代紀

本國主君はそじゆう天孫氏と申なる其始は一男一女大荒より
化生し男をは志に稅久と人女をは阿摩沙姑といふ自夫婦となりて
子孫繁昌なり又年を歴事久しくて國中人民繁榮し時に
一人首て穀殼に出て民居を定る去有天帝子と稱を天帝子
三男二女を生ます長男は天孫氏國君はおれそし始なり二男は按司は
そじめとす三男は百姓とす又長女を君ことを云 [illegible] 小女を祝ことを云
田舎法師 [illegible] 等に國は守護神となりまゝ是より人倫は道そじゆう

天孫氏乙丑は年そし始ことて國君と成ます四ひ高孫継治
をなふ事凡二十五世その終丙午は歳まで年数百萬七千八百
二年也とて天孫氏は御代に文字いまくおこらず月は虧盈を
みて時節を記し草葉の枯を伺て歳を定む稼穡なる事は
なかれは草木は実を拾へ鳥獣を先て食物としたるゝ御と
年を曆て久こうの御に変霊祢天法と生し福苗祭霊に
生し始て農事起る是をして民俗ゆゑ変し飲食夜暖
悉く仙ならさることなし天孫氏二十五記に當て利雪と云ふ
君を殺し自立て國君と稱を國中騒動し兵乱大
起る舜天王利雪を誅し今四ひ國家安し

舜天王 神御名等敦

宋は淳熙十四丁未のとし即位しなふ

彌天王御父は日本國人皇神武天皇第六代清和天皇の
後裔六條判官源の為義公の八男鎮西八郎為朝公なり
御母は大里按司の清妹也御父為朝公源流し本國に來り
彌天王を産年少くして日本に清歸りなふ彌天王母公とりに
浦添に居なふ荏苒の間に御年既に十五歲少德兼備りなふ
國人今にて浦添按司と人民を治め安しなふ政の明なるを喜て
彌天王德化に從ひたるものなし時に天源氏二十五世は政惡ひ
逆臣利勇王君を亡し自立て斯て彌天王義兵を起し
利勇を殺し切て責て罪を罰しなふ上下大に喜ひ諸按司
おしあつ然て中山王と并國去豐に治り萬民業を樂しめり
一 本國は文字を習ことを王は御代より始る
一 昔は余は六月を二月とし後は御代より宮は月余の二月を二月と改なふ

一 王右は髮のとに痛は角は如く常に右の急に髮を結て
その痛を掩隱しなふ即位しなふに及て國人是を法とし皆頭髮を
結ふ所髮は始也彌天王は乾道二丙戌のとし生れ給ひ泰熙元
丁酉のとし崩しなふ在位五十一年御壽七十二
附傳說に同令我村一兄一妹は兄變て鬼と成人を流妹一計を設
裙の前を開兄に向て曰ひ是に二口有下口能鬼を喰ふ上口能深を
喰ふ云に鬼驚き忌き淚を落て死を止めり十二月の鬼深始る

彌馬順熙王 神御名其董英

宋は泰熙二戊戌のとし御位を嗣なふ
彌馬順熙王は彌天王第一は御母也淳熙十二乙巳とし生れ給ひ
御歲五十四歲にして御位を嗣なふ在位十一年淳祐八年に崩しなふ
義本王 御壽六十四

宋の淳祐九己酉のとし御位を嗣給ふ
義宗王ハ舜馬順宗第十一代御子也閔氏二所出なりし生得経ハ御年
早世にして御位を嗣給ふ御位に付給ふ年国中大ニ飢饉せしめ毎年
疾疫時行人民甚死す王歎息し飛信に仰て曰我徳なく事不徳の
致所の災となる是天の棄る所なり誰人に王位を譲るべき
御弟國は何ぞ是を計る飛信奏て曰恵祖世子の御子英祖
聖徳大にして著き國人是を尊敬す王太子として英祖を立て
國政を試るに賢を擧て不肖を退く疾疫やミ年豊
英祖政を攝し事十七年王英祖を諭曰政を兼て年豊
民泰し国く大統を継て民の父母となるべし英祖拜して辞しけれ共
王遂に宮位を譲て小山に隠遁なり王位十一年御寿六十八
時に淳祐年中に安濵の池に大蛇あり暴風を起し民の患を
なせし事あるに童女を犠牲にすれば風やミ時に叶ふを以て毎年
その犠牲として池に沈むに孝心の神天神感じ大蛇を滅して
害をのぞく王大に喜て彼女を王子の御妻としてるべしと云く
舜大王より義宗王まで在位て二百年数七十三年也

英祖王　神御名英祖白子

宋の景定元庚申のとし御位し給ふ
英祖王ハ大源氏の後裔恵祖世子の御子也紹定二己丑年生給ふ
御庶の御時瑞徴ありて御年十二の時より御名世に知れ聖経
賢傳に通じ国の人心服し時に伴祖擇国たり宝祐元癸丑のとし
政を攝し御位に即ありて御年三十二明るとし国中巡行して
周代の徹法にならひ經界を正し井田の法を用ひ後漢年貢得録
並にこれを識の政徳ありて國中大に治る

一始て墳墓を浦添に築き其山を名付て極楽山と云 威淳
年間に一僧名は禪鑑なる人なる事を知れ船に駕駛して
明霸に来り王命して浦添に西に精舍を接し極楽寺と名付
其の僧を居らしめ給ふ是わが國佛僧の始也
一景定四年公来参し當伊江威の海をとじめて来り貢を奉る
一威淳二丙寅のとし大海より来朝は王ひつくことをなし
帰しなふ是を始として年々朝貢なり
一王即位二十七年本國中華に従ぐるを以て張浩と云人元帝の
命を受け兵を率て来てわが國を侵す當時國中の治民深く
王の德化を蒙ふ事を要國を覺ふ事あれは元兵の到るを見て
力を合し防ぎ戦ひ当面張ぐ張浩其を報ふ國人百二十人を擒て
帰る王在位四十年大德二十に崩しなふ御寿七十一

大成王

元の大德四庚子のとし御位を嗣なふ
大成王は英祖王の御太子也宋の淳祐七丁丑とし生れなひ御歳
卒四歳にして御位を嗣なふ仁義を以て事を惜き稽古を物に接なふ
國治り民安堵す御位に在事九年至大元年に崩なふ御寿六十二

英慈王

元の至大二己酉のとし御位を嗣なふ
英慈王は大成王第二の御子也宋の威淳四戊辰とし
生れ給ひ御年四十二歳にして即位なふ凡事流通にして
厚く寄せ世を治王ふ舊製に従ひ深く寄りなふ事なり
御位に在事四年皇考二年崩しなふ御寿四十六

玉城王

本は玉子王子の西は庚々なるを後に御諱祐を在所に國人王と申す

元は延祐元甲寅のとし御位を嗣なふ

玉城王は英慈王弟四は御子也元興二年にして生まるゝ御歳十九にて
御位を嗣なふ其の時世衰ひ政をとり用ふ事ハ遂ひ外ハ倉ハ
荒ニ法按司数て頼セ事國分ニ三ツとあり大里按司ハ佐敷王城具志頭等
大里 和志 玉城 [illegible]
十一年を頼し南山王と稱し今帰仁按司ハ小山王
稱て 明他名伎 玉城 今帰仁 [illegible] 伊平屋 大里 [illegible] 数年を頼し中山王ハ唯首里ハ窮泊
玉城志 南風原 西原 浦添 小谷 中城 越来 具志川 の三ハ限ふ是ハ王令行き事後世百
姓年國家兵乱の事ハ終ハ或ハ南山或ハ中山或ハ小山兵を
發し攻戦て屋敷ハ萬民塗炭の苦を請る法の難得ハ黄を終て頼セ
中山沙衰王御位ハ立事廿三年にして崩なふ御寿四十一

西威王

元は至元三丁丑のとし御位を嗣なふ

西威王は玉城王弟一は御子也至和元甲辰にて生れ廿歳にて
御位なふ毎石國は政を取ハ賢者ハ山ニ森ニ隠き牝雛の
常すゝむて政を乱ハ内ハ浦添按司宗度ハ有德ハ人々ハ心服を
王崩るに及て太子を廢し宗度を推宗て中山王ハ西威王
御位ハ立事十四年にして崩なふ御寿二十三

英祖王より西威まで未傳て百世年数九十九年也

宗度王 神御名大王殿

元は至正十庚寅のとし御位しなふ

宗度王御父ハ浦添ハ切附名村の農人ハ其ハ御母ハ
天女也大親貴して要事なるに弟或時歳行して天女は浦添ハ
君子龍衣を見て深く隠し夫婦と契り宗度王を産まふ天女
龍衣をとらるゝ事ハ年久く添副しハわり龍衣は有所を知り

爰に至て隣の国の鉄を求て男女共に農事を勧め
察度是によって農事を勧め漁猟を教て四方に名を顕す
勝連按司此娘容姿の美なるを聞て察度自ら行て按司に婦を乞ふ
先求むる所の者皆是を家の配偶とせしむとされども従はず
今窮小察度を見て父に向て此男ハ常に非ず終に人の
夫とせんと云按司ハ何ぞ之ニといへども娘の言に付て察度に
嫁す察度ハ娘を娶り家居に伴ひ帰るに其屋の内多く金銀夥し
取るを見て夫人尋て是を察度に問ふ察度答て是ハ金銀といふ
貴き事を知らずして山田多く有物の也と云て世に到て其所の宝なり
金宝也と夫人是を捨る事なく指して自ら此あたり牧港の唐船
夜服を買取去民に其を農具を作らしめ衣服なき者には是を給へ
寒き者にハ衣を給ふ之に依て諸人其徳化に服せり其後国人推戴て

浦添按司となる境の内を治る時に西威王崩し世子わずか五歳
なるを以て國人世子を捨て察度を推挙て中山王の位
に即かしむ諸侯万民服し其衰日々に消し国家豊なり
一 洪武五年大明の皇帝楊載といふ人を勅使として我国に来り詔曰元の政衰
へ天下大に乱る洪武之洪武皇帝雄を以て天下一統大明の御代と成る
勅使を遣す而の法外国皆臣と称し貢を奉る琉球ハ東海に有此国より
いまだ是を奉る事なし今勅使を遣し是を諭す察度これより王御弟泰期
泰期に命し使者を撰び貢物（馬刀金銀酒海金銀粉匣瑪瑙象牙螺殻牛皮降香木香速香檀香板硫黄海巴摺子扇泥金扇生紅銅錫生熟夏布牛皮降香木香蘇木磨刀石）を備て中華の教に遠ざかる是より始る
中國に通献の始なり以来毎年に貢して来る又ハ謝恩
慶賀進香或ハ年に両三度も使者を差しける
一 同十六年洪武中山王に封じ王印を賜ふ鍍金銀印文幣帛等を賜ふ

賜ふ此時國中軍事やまされ其ハ梁氏云人勅命有て我國に
到り王及南北の二王を戰を息て民を農ひ務て德を修めハ
天の祐を得國福なる事しと思ふ勅使を手ひ入り
一 同十九年馬百匹指定硫磺三萬二千斤を進貢しまふ
一 同廿三年二月八日ゆゑ得て帝貢を奉る是ハ中山國繼續て
一 同廿四年王子を宮生にて世し國子監に入書を讀しめ是を法
始にて代々の國王宮生を世ハ其事文を讀し習しめ給ふ
一 同年國人のまく船に乘るもの三十六姓を給て往來の便とす或ハ
洪武年間に十八姓を給ふ永樂年間に十八姓を給ふ其に三十六姓也
一 同三十一年王に冠帶を給ふ是ハ先に中國の冠帶を請ふ帝從ハ
命し冠帶の制を圖て志てしるゝ實に到て亦請ふ事に今
賜所の冠帶圖の如し及給下の冠服を手ふ

一 王即位四十三年九の御母を妻蛇に使を脫獨を經て斷時に
法司官奏て曰王の御母彭の如し何ぞ此の禮を行ひ給ふ猶ハ給ふ
母を奪ひと奏しまして自母を切て是を獻を王驚を召て給ひ
ぬ事なれに王の九の御母ハ高黑く金粧と美しまふ
一 此朝の健豎大親海中より出し無馬を得たり其馬渾身玉黑して
其點を雜毛なし家に洞立て走る事奉し時に源流の舊人
此馬を見て思ふ求て中華へ帝に獻を帝叡說にて玉く
未ハ彭の如き無馬を見ず其所なる所の物を見ひ見るに當を若國
若國なる也との玉ひしに後果て勅使を下し中山王を招拜しまふ
一 附谷村に今高と云所有天女宗度王を祭ふ所なり雲地
なるをいとて祝を建命に宗敬を云
一 舊記曰爬龍舟に二十六姓造り始めるといふ昔ハ今來村昭宮春夜所

恒花泉湾上酒下酒等に村々より数多の爬龍舟あまたなる云々傍に
長濱大丈と云人初旬爬龍舟を造り太平を祝すると其大丈は始翁
西村に住居らるその地を呼て長濱（俗に名ん[illegible]）と云一説に南山王御弟
汪恵祖南京に至り爬龍舟に競渡を見て基を見を慕ひ国に
帰りて始て造り呈説に伝ふ江に臨て一城を築き名付て豊城
と云汪恵祖実に栖居ならんと云

武寧王　神御名中ミ天物

大明洪武二十九丙子にとし御位を嗣ぬ
武寧王は宗度王に母子也元に至二年に生れ給ひ御歳四十一歳にて
御位を嗣ぬ然るに父王に遺命を遣き荒婬にして日夜極楽を
法格司多く肖て頼ず後年尚巴志討て滅しぬ

一　永楽二年天朝より時中と云人勅使にて来り先王宗度王神位に
御宗を与ひ次に中山王に対しをれなく宗度王始て中華へ通し
以来天使来りなく事数度武寧王に至て始て舟対に
大典を交を与ひ後世に例と云り洪武年間迎恩亭作る云此名
考るに天使諸迎恩亭は同じ御代に建たるやらんと云々

一　同二年王使等を拵け閣去数人を立てなく天朝諭を与ひ
の玉に属り天地生物を以諸ヶ事被まく人の事あり刑せらる朕
なん其是を志のひんとて交玉ハ此にて還しなく王在位十年
永楽三年に崩し其与ふ御寿四十
宗度王より武寧王まで右傳て二世年数四十六年

尚思紹王

大明永楽四丙戌のとし即ち傳しなく
尚思紹王は尚巴志王に御父にて右は佐敷按司なり武寧王政を

廢し民を虐ぬ永樂三年尚巴志王義兵を起し來て其の
罪を問ふに武寧王竟に城を出て罪に伏ぬ尚巴志王御父を
推戴せり中山王とし御自は佐敷城を守りなふ

一 永樂五年使節を拵け貢物を備て遣はさる對請なふ
天朝詔を下し中山王に對しらるゝなふ

一 同九年使節を拵へ奏なふ長史程護は先王家度の來補給する事
四十餘年今歳八十一歳也請古の例を以て永樂王義は補給する事
數年願ふ國相とす長史の事を兼ぬ天朝請所に從ひ給ふ

一 同十一年鈔及永樂を賜ふ王五位十年永樂十九年朝なふ
傳說に天爲廟は永樂年間に五貢使京師より御像を
打渡り廟を建立し鑄るに志るしいるゝと云々

尚巴志王

大明永樂二十壬寅のとし御位を嗣なふ
尚巴志王は尚思紹王の御太子也洪武五年生なふ永樂四年
壬午御年既に二十一歳御父に繼て佐敷の城を守民を治なふ賞罰
少義遠ぎ飢る民を見る事已滅する如く民の寒るは已寒ゆ如し
尚方の諸梅司是に服するもの甚多し時に南山王朝夕拒宴し
利欲人を窮め禍事甚し諸梅司遁て佐敷梅司に歸し首に兵を
起し南山王を攻落し威名堂近に振遂に兵を立て中山を攻落し
小山王を皆須臾に落る元の延祐年中に國分まて二ツとする事百餘年
中山小山くもく攻戰事七十餘戰小山後をとる今戰ひ敗まて自殺を
國中まゝ合て一統に歸せり

一 永樂廿一年癸卯天朝へ使節を拵へ弟鶴を備へて出しなふ其表に曰わが琉球
國分まて二ツとするこのかゝ戰ひ止む時なく士民塗炭する事百餘年

吉巴志熊歎不堪兵を發し中山南山小山今太平に歸せり
伏て願ハ旧誤不遠ハ吉不親發刻を待ひ謹ゆ長庭ハ馬及方物を貢ひと
奏しまふ天朝詔曰爾ハ琉球國分ハ人民塗炭ハ事百餘年終
爾ハ義兵又太平をいふ是朕ハ意ニ合ハ後おとりを照事
そどめハ如く永く國家を安し子孫元を保せよ頭屈しと
一 宣德七年法外國呂天朝へ貢を奉るに自ハ獨來朝せる故
勅命有て柴山（比命志ニ發ニ云ハ）又ハ國不動ハ王をして人を遣し自動へ
進て是を諭さしめ給ふ明ハ年朝ハ云ると云り
一 正統六年例を定て二年一貢不滅ハ在位十八年正統
四乙未ハとし崩しまふ御壽六十八
一 尚ハ字の御姓及中山二字ハ御額ハ王ハ御代をしめて賜ふと云
傳說ニ佐敷ハ小按司ハ尚巴志王ハ御御位以前を期中ハ為也

尚忠王

大明正統六庚申ハとし御位を嗣まふ
尚忠王ハ尚巴志王第二ハ御子也洪武兵四辛未とし
生ハ給ひ御歲五十四で御位を嗣ハ
一 正統九年ハとし王中華へ御使を遣しまふ事ハ度天朝ハ
大船一艘を賜ふ在位六年同年崩しまふ御年五十四
尚思遊王

大明正統十乙丑のとし御位を嗣まふ
尚思遊王ハ尚忠王ハ御子也永樂六戊子年生れまひ御年
三十八歲にして御位を嗣まふ正統十二年勅使來りまひ
中山王に封しらるまふ在位六年正統十四己巳とし崩しまふ
御壽四十二王御子なし王叙尚金福立て王と成ハ

尚金福王

大明景泰元庚午れとし御位しまふ

尚金福王は尚巴志第六の御子也洪武二十一年に生れなり

御歳二十三歳にて御位しまふ景泰二年勅使[illegible]中山王に

対られ[illegible]王位四年景泰四年[illegible]崩しまふ御寿二十六

[illegible]御代に國公と云人有人を利世を治る最に[illegible]

[illegible]安里[illegible]の[illegible]海山[illegible]を[illegible]対[illegible]勅使[illegible]

[illegible]國公一七日にて右を市山を平け沖道を築かると云り

尚泰久王

大明景泰五甲戌のとし御位しまふ

尚泰久王は尚思達王の御子也永樂十三乙未年生れ給ひ御歳

早にて御位しまふ尚金福王院に崩て御子布里御子に[illegible]

王位を奉ひ宮殿悉く[illegible]

賜[illegible]の渡金[illegible]

一景泰五年王殿失火し渡金[illegible]

ん事を奏しまふに段詩させて賜ひけり

一天順三年王貨物を以銅錢に也賜ん事を奏しまふに估計そて

[illegible]賜王位七年同日庚辰とし崩し御寿四十六

[illegible]尚泰久王法寺法山に大鐘を詩させ建立[illegible]

阿麿和利中城[illegible]

尚德王　神御名八幡[illegible]

大明天順五辛巳のとし御位を嗣まふ

尚德王は尚泰王第三の御子也[illegible]御歳[illegible]

御位を嗣まふ成化元年始て曆法を[illegible]

一王君德を陰の玉ゝ所に於て常源撫し暴虐を逆なり見に行数て
殺せさる事数年王怒て自軍兵を率ひ攻伐し清帰るに及て
深自潜し忠言耳小悔ひ人を殺せ事當頭を殺せる如し賢云
興を隠る崩るに及て國人世子を捨て内閣御預を側を尊んで
王とを御位に立事九年成化五己丑とし崩せ御齊二十九
傳説に尚德王既に薨ぬ清出立に日に八幡に至る一ツの白鷺飛行を
清読し弓小兵をそけ竊に哲頼なるやうに尚云八幡に至る捨軍して
帰るべきに此兵射る小誤らせて兵と敗せ白鷺矢を負て村の中に
落る王御帰るに及て其の鳴を始て八幡宮を建立しなる今に八幡宮
也云

尚圓王 弁御名令丸 掃司並ゝ拾し

大明成化六庚寅にとし即位しなる
尚圓王は伊平屋源首見村にて永樂十三乙未年出れ御所に
御時栄瑞にり小字を思德令と号せ農事を勤るに生長する
事常なるに古民とも怪に感じ清心安なるに妻を誓て國民を渡り
なるに御年二十四歳の百姓又無て寄せんと巧しを其父の恐ひ人
竊に志りしなり我に雜首黒を出るなる尚思道王御代をしめて
家来高頭と成なる尚圓王に御時芸冠を鳴を遂に内宮に地に
任らる内宮の人民とすれば親光を時に人に界し田畠を行ひる徳
獨り王に田に面張せて潤ふ人と仲傳て驚き怪し王懼を妻子を
伴ひ避隠せなる事十四年尚恭人王その賢なるを聞て召て
御預を側に任しなる小閑を侃をそて其事理に尚德化日に於ける
尚德王即位なるに及て多くの義を行ひる御預を側諫ての玉ゝ
君妙を用事窮る事如く人を殺せ事備ゝ事ゝ如し尚德王怒て
此玉ゝは御預を側に入内宮源を隠せなる尚德王崩て那に世子を

三司官高数し御領を継て王位に即玉ハん事を請ありける時
群臣推崇して宝位に即ありける既に御位に即ありて其の虐政を除け
民の害を去り順に武林の隠逸を撫恩に浮て其位にありし
仁政を国中に施し成化七年勅使来り給ひて中山王に封られ給ふ
御位に在事七年成化十二年崩し給ふ御寿六十二
御後に金丸若君御領を側を云給ひける時尚徳王崇りて業を
なし給ふ御運尽ければ世をも集め居る王に非る前の事ありける御
幸徳ある仏例を忘れし仁祈りし風波荒く御の朝に給ひける時
既に尊き時に御領を側に見に申し御晴れに出けるに尚成て
妻ハ非を立て昔ハ其世を遠し給ひ時に禁中へ召集め代綸ハ其有る
尚徳王崩て例の如く代綸ハ有し給へ其の日時に一人の前官を
揚けその云んとて云為居る御位を以て御前にて富んじる

翁したりけるハ先王尚徳ハ云臣の君なり其末たる所世も従ひ虎の子ハ
虎の子も猶の子ハ又猶に而ぞ世に云世継ぞし王位に続く事領ハ
円御領を側にて其の世に而臣の君なり翔臣前にて云参
其の遠謀し薄に非ず給ひ因て善人の其事を動かし世都て百官録
御家を推けり其居る御運に出られけるに御領を側に云に臣の表
隠居なりし御運に来る御綸を辞し給ふ其翔臣之上奉りて
群臣御家を推奉り王殿へ供奉し万民悦て王となりけるとなりと云々

尚宣威

大明成化十三丁酉のとし御位を摂し給ふ
尚宣威ハ尚円王の御弟也宣徳の屋寝来生来に住し給ふ幼して
御其ハ育せられ給ひ九歳の御時御其に国臣に浮らせ首里に
出られ給ふ尚円王崩て御子尚真王ハ御年十三歳尚宣威暫く

國事を攝しかゝ間へ樂しむて隨從ふ故て尚真王を攝て
御位に就事自信位に退き越常按司となり給ひ其の年
八月宮殿を御藏四十八御道を義忠と云政を攝ふ事六月
尚真王 仲御名おこやかさへ給し
大明成化十二丁酉のとし御位を嗣ゆふ
尚真王は尚圓王の御太子也成化元丁酉とし生れ給ひ御年
十三にて御位を嗣ゆふ王天姿明敏にて又能自己を謙し
道を宴父王の業を継述ゆふ始て圓覺寺を建て御殿を築
造按司を首里に居せられ政刑悉く仰り治道大に明らか也
一 忠順可嘉と云ひ大宮の御額賜ひしも其の御代也
一 正德二年毎年貢給ふ事を奏給ふ天朝是に從ひ給ひ以來
年々使者を持貢物を納て其ゆゑ嘉靖元年に成て詔有て亦
二年一貢となる王位四十年嘉靖四年崩ゆふ御壽六十二
尚清王 仲御名天好是の按司とゝ給し
大明嘉靖六丁亥のとし御位を嗣ゆふ
尚清王は尚真王第五の御子也弘治十丁巳とし生れ給ひ御年二十一歳
にて御位を嗣ゆふ王德明智剛強英毅にて祖祖王父王の遺法を
振ひ國事改ゆふ不分し今に至て皆法とし守事なり嘉靖十二年
勅使來ゆ給ふ中山王に封られゆふ王城の想國石垣を横ひ大英
御殿をドみて御署請ゆふ御ぞ森外に城を築ゆるも御代也
一 嘉靖十六年大鴻は產きを特んて久しく貢を給て朝せさりけれ
軍兵を出し征伐しめ給ふ其の後朝貢ゆる事常のことし
尚元王
大明嘉靖三十四丙辰のとし御位を嗣ゆふ

尚元王ハ尚清王第二ノ御子也 嘉靖七年ニ生れ給ふ 御年廿九歳にて
御位を嗣ぎ給ふ 天曾て御病あやうく 内ハ國頭按司馬順德王ハ來ハ
代て祈るに馬順德果て卒しかふ 王ハ御臨ハ寥事なり
一 嘉靖二十五年日本ハ軍兵浙江ニ掠ハ 中國の人ハ六人献し還し
給ふ不動を不し 雖年五餘幣ハ表裏を賞し玉へり
一 同ハ十二年同ハ年漂流及日本ハ掠ハ 中華ハ人を送返しかふ 天朝ハ忠
忠順なるを嘉し給ひて 再動使を不し 賞し賜ふ事前ハ如く
一 隆慶二年同五年まゝ 中華ハ人を送返しかふ 賞賜事前に
同しく王立位七年隆慶六年崩しかふ 御壽ハ十五
尚永王 神御名 恩にや 並へ按司ニ給し
大明萬曆元癸巳のとし御位嗣かふ
尚永王ハ尚元王第二ノ御子也 嘉靖二十一年生れ給ひ

御年二十一歳にして御位を嗣ぎ給ふ
一 萬曆元年日本ハ掠ハ 中華ハ人を送返しかふ 賞賜事例の如し
一 同八年動使来り給ひ 及年の御冠及玉圭を賜ひて 中山王に
封らるゝ 其の時動文ハ同ハ 琉球國王世ニ職貢を修して
恩を職ハ守禮之邦と稱するに 至りて有りしる 王御位ハ五年
十六年嘉靖十六年崩しかふ 御壽ハ二十五
尚寧王 神御名 てるゝ末按司ニ給し
大明萬曆十七己丑のとし即位しかふ
尚寧王ハ尚永王ハ御孫也 御父ハ尚懿典ハ職王子ハ弟なる 尚永王御子ハ
崩なるに及て 親族推戴なる王とも御年廿六にして即位しかふ
一 王御即位ハ後 善安人道 事元にそじ 御弟道ハ職を任しらる
一 萬曆二十六年詔あるして十年一貢になる

一 同三十七年二月薩州ゟ樺山権左衛門・平田太郎左衛門両大将として三千人の兵士を率し当国を征伐せらる 王自身渡御ありて二年目にて御帰国あり 是より薩摩の御下知にしたがふ 王在位三十二年 泰昌元年崩しなさる 御寿五十七

尚豊王 神御名天きやすゑの按司添と称し

大明天啓元年辛酉に立し御位しなさる

尚豊王御父は尚永王の御弟金武王子尚久御子也 尚寧王御子なし 殊に根の蔵王位に御座有 萬暦十八年生れ給ふ 御即位に及て御年三十二 昔御生の時三人の言葉…供奉…選御有国人に…焼物…

尚賢王

大明崇禎十四年庚辰に立し 御位を嗣なさる

尚賢王は尚豊王第三之御子也 天啓五年生れ給ふ 御年十七歳にて御位を嗣なさる 崇禎十七年甲申…を捧貢物…にて…興封を請…あひしに…天下…乱に及…路…道阻に…にて封を…御位に在事七年 順治四年崩しなさる 御寿二十三

尚質王

大清順治五戊子年立し 御位を嗣なさる

尚質王は尚賢王之御弟也 崇禎二年に生れ給ふ 御年二十一歳にして御位を嗣なさる 先に尚賢王興封を請のため御使人しく福州(当年)に 福州之通事相しこれて…小京…隆武…を論して…大清之天下となるは前朝之勅印を返し…皇帝封を請けのなされ 使者を帰さる

一 同十年前朝之勅御印を返し 其のために同十一年詔書一通被下…

一顕及以来二年一貢を免しその綸旨をくだされる法雲勅使薩州へ
其法いまく海を渡らるに因て小原へ御帰り時宜を行居らる
然るに康熙皇帝登極めたるに及て興封使今年遥遠て
遥慎なるを責し再び勅諭を降し康熙二年前の勅使
本國へ来り給ひ流球國王に対しられるなり
一王即位二年羽地を給て中山世諸を編給しまた同年久米村の人を
めて行髪を給て衣冠悉く國俗に順ふ是も先大明の管事なると云り
一同十一年王命有て法協同王の簪を若しまた同年八月十二日西の日輪
並び出て一ツハ卯の方に出て常の如く順行し一ツハ小方にのぼる
一同十三年順治十七年廣西の年 九月廿七日子の時失火し王城の宮殿悉く焼尽
一同十九年始て諸代ハ此の外設の簪を若事許しまた同年
本朝英里の西宮切始て建ツ

一同二十年法人の喪服を制す 頃廿一年ハ芸貢使に勅書を賜ひ拝て
國に帰る例となる 至位廿一年康熙七年甲十一月廿七日崩ず御尉四十
傳説に本國の人同代を受ると云ハ大清の御代ハ始ると云り
尚貞王
大清康熙八己酉のとし御位を嗣ず
尚貞王ハ尚質王の御子也順治二年に生ず御年
二十五歳にして御位を嗣ず
一康熙十二年聖廟を建立しまた同十五年聖像及口記を
塑り廟中へ安置しなり春秋の御祭りをしゆる是も先美暦
年間紫金大夫蔡呉と云人文宣王の縁像を中華より持渡り已
家にて門中の人を集て祀りけるを云也
一同十九年天朝詔を下し貢物の負数定る硫磺一萬二千六百斤

海蝶穀三千個紅銅三千斤その間ハ貢ヲ乞ニ及ヒ申也

一同二十年王ハ精忠報乱の際ニ当て常々貢物を献ゆふ恭順なるを嘉ミ為きとの勅使をくて褒諭しなふ其の時諸幣を走と賜ふて以来馬を貢ヲ事を免し生ゆふ

一同廿二年六月勅使を國へ来ル給ひ先王ハ神位ニ御祭ヲ須ニ冊封ハ礼式を行ハ事なり此時天朝より中山王と曰大字寝筆ニ云ふ御額を賜ふ

一同四十八年乙丑七月十二日王崩ゆふ御寿六十五在位四十一年王崩て後嗣ハ稿ニ云ふ大風頻ニ起り人畜多く死ニ若干ハ皆拓る此年十一月廿日王城失火し宮殿悉く焚焼しなり

尚益王

大清康熙四十九庚寅の夏し御位を嗣ゆふ

尚益王ハ尚貞王ハ御嫡孫也御父ハ尚純中城王ニ中なり則尚貞王ハ御太子也父王ニ先ニ薨しゆふ尚益王御年三十三歳にて即位しゆふ康熙四十一年壬辰七月十五日崩ニ在位三年御寿二十五冊封を請ニ至ル

尚敬王

大清康熙五十二癸巳のとし御位を嗣ゆふ

尚敬王ハ尚益王弟一ハ御子也康熙二十九年庚戌六月十九日生ニ給ひ御年十四歳にて御位を嗣ゆふ康熙五十八年六月朔日復海宝（ハイラフアイト云）副使徐葆光（スイラフアイト云）再勅使を國へ来ル給ひ先王ハ神位ニ御祭ヲ須ニ冊封ハ礼式を行ハ事年て明三年二月京師へ還ゆふ　雍正七己酉年三百八十金山ニ当ル後ニ云人二字ハ京師賜之

同年一酉申年ヲ須酉年ニ当ル八重山ニ大飢饉疫病ニ付人民二万人飢餓死ニ付飯米ニ云給御使者ニ云ハ

附 阿[illegible]郷

察度王御世代

一 洪武二十三庚午年先島通融[illegible]貢物[illegible]赤勢[illegible]

八重山島之内大濱村赤蜂堀川原与申二人之者一[illegible]対[illegible]国三ヶ年

振舞有之当島中之者共押而男女[illegible]し長多大父[illegible]仕[illegible]ニ[illegible]

赤蜂等乃[illegible]国[illegible]長多大父[illegible]殺害[illegible]長多大父

方之近隣及度之危[illegible]有之[illegible]古見[illegible]申[illegible]近隣

究屈ニ籠[illegible]有変[illegible]国[illegible]無船宗[illegible]

[illegible]長多大父[illegible]古見村[illegible]小舟[illegible]御使者[illegible]別

[illegible]其忠貴長多大父[illegible]古見[illegible]

阿[illegible]八重山之[illegible]　附[illegible]村[illegible]

一 尚寧王御世代

[illegible]八重山[illegible]国[illegible]

[illegible]御[illegible]

[illegible]年禅宗[illegible]西雲[illegible]宝鏡之箇

[illegible]寺[illegible]桃林寺[illegible]禅宗

[illegible]仏[illegible]

[illegible]也

唐ゟ琉球に萬歳寺渡る由来

尚寧[illegible]御寄[illegible]小谷氏那覇野国[illegible]野国[illegible]

称我中山国[illegible]

萬国[illegible]唐人[illegible]

阿[illegible]村の人[illegible]儀[illegible]

儀間[illegible]村[illegible]世[illegible]

[illegible]儀間[illegible]頭[illegible]

事なく奸と感じたるものなれば此事及　御聽に達し　[illegible]
不斜御感ありて六代は孫比叡に[illegible]新原[illegible]
[illegible]
かしこれ君を御齢千代萬代を保ぬ[illegible]
理なくはてかしまして[illegible]
かつらたまて此世に流れ[illegible]
[illegible]

燒酎作り始る由来

一 支酒は昔唐云帝禹は御宇に儀狀と云人初めて作り進ず帝云聞
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

禁止し[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

煙草出始る由来

一 煙草は昔南蠻國に淡婆姑と云女人有乗人愛痰疾を煩ひて
[illegible]
名付[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

琉球由緒調書

一 天地御開ハ何様ニ為有之事ニ御答ニ天ハ子日開地ハ丑日開
一 人間ハ畜類ニ生ル事ニ何様ニ為有之事ニ御答ニ但死ハ酉日也御答ニ
人間ハ二月七日寅日ニ生ル是故其日人間ニ書唱ニ而ヲ
四ツ足ものハ三百六十有此日ヲ生ル始ハ馬 羊 犬 猿 ニ而
二ツ足ものハ三百六十有此日ヲ生ル始ハ鳳凰 ニ而
鱗有ものハ三百六十有此日ヲ生ル始ハ龍 ニ而
一 五穀ハ菊物作ル出生ニ成何様ニ為有之事ニ御答ニ二月八日
生始称其外海ニ立て生 右五穀ハ有之人ハ蒼頡ニ立て人の名付ル也
尚穆王御世代
一 乾隆二十六年御年二月十日 [illegible] 為有之由ニ而 五ツ時分
地震仕則ハ瀬音ニ依 [illegible] 東方ヲ以 [illegible] 揚 [illegible]

役ニ而役ハ八拾八人 [illegible] 百姓 [illegible] 千四百人 [illegible] 溺死且大地
ニ月何村ニ拾四ヶ村ニ門流田島 [illegible] 門 [illegible] 右村ニ [illegible]
諸ニ而物 [illegible] 元御用 [illegible] 物流失 牛馬 六百 [illegible] 拾六疋 [illegible]
流失 [illegible] 人 [illegible] 云 [illegible] 仕合 [illegible] 残人 男女 [illegible]
六百七人 牛馬 [illegible] 八拾 [illegible] 右 [illegible] 船 [illegible] 役ニ而役
ソ七人 馬 [illegible] 四月ニ [illegible] 五月ニ [illegible] 仕ル也
一 何村ニ六ヶ村ハ家数ハ残ニ門流人民 [illegible] 願死仕 何村 [illegible] 石 [illegible]
村 [illegible] 村 [illegible] 仕 [illegible] 村 [illegible] 残人 [illegible] 也
一 御祭文為御使 [illegible] 五月ニ馬 [illegible] 元 [illegible] 役 [illegible]
[illegible] 御祭文 [illegible] 白 [illegible]
[illegible] 元 [illegible] 代 [illegible] 村 [illegible] 南 [illegible]
[illegible] 元 [illegible] 也

一　八丈島流罪之者共ハ、去年ゟ御預ケ之名主組頭
共儀年内ニ而其旨致露顕候ニ付同断尚又其内[illegible]
御届仕候ニ付、[illegible]御吟味之上利根川ニ有之候[illegible]
右名主共[illegible]御吟味之上[illegible]
当村之組頭名主大浜組共一同ニ相成候段申上候
右村々組頭名主[illegible]申上候[illegible]当一人[illegible]
其外ニ而も[illegible]大浜[illegible]
成ニ申候[illegible]
[illegible]

手前ゟ残[illegible]
二相成[illegible]
[illegible]
右当死罪ニ[illegible]大成[illegible]
[illegible]
村之[illegible]大浜[illegible]
流殺[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

松藏氏

[illegible]宗

忌字即己心也雖小人貪欲守度飲
色慾守節者被厄除災上策也大公曰
刀劍雖快不斬無罪人横禍不入慎家
門
夫日乃天下通用而人唯其一人幸不幸
在其人而已然臨事擇日辰以慰
其心以祝向来不可不知

丑十二月十二日寫
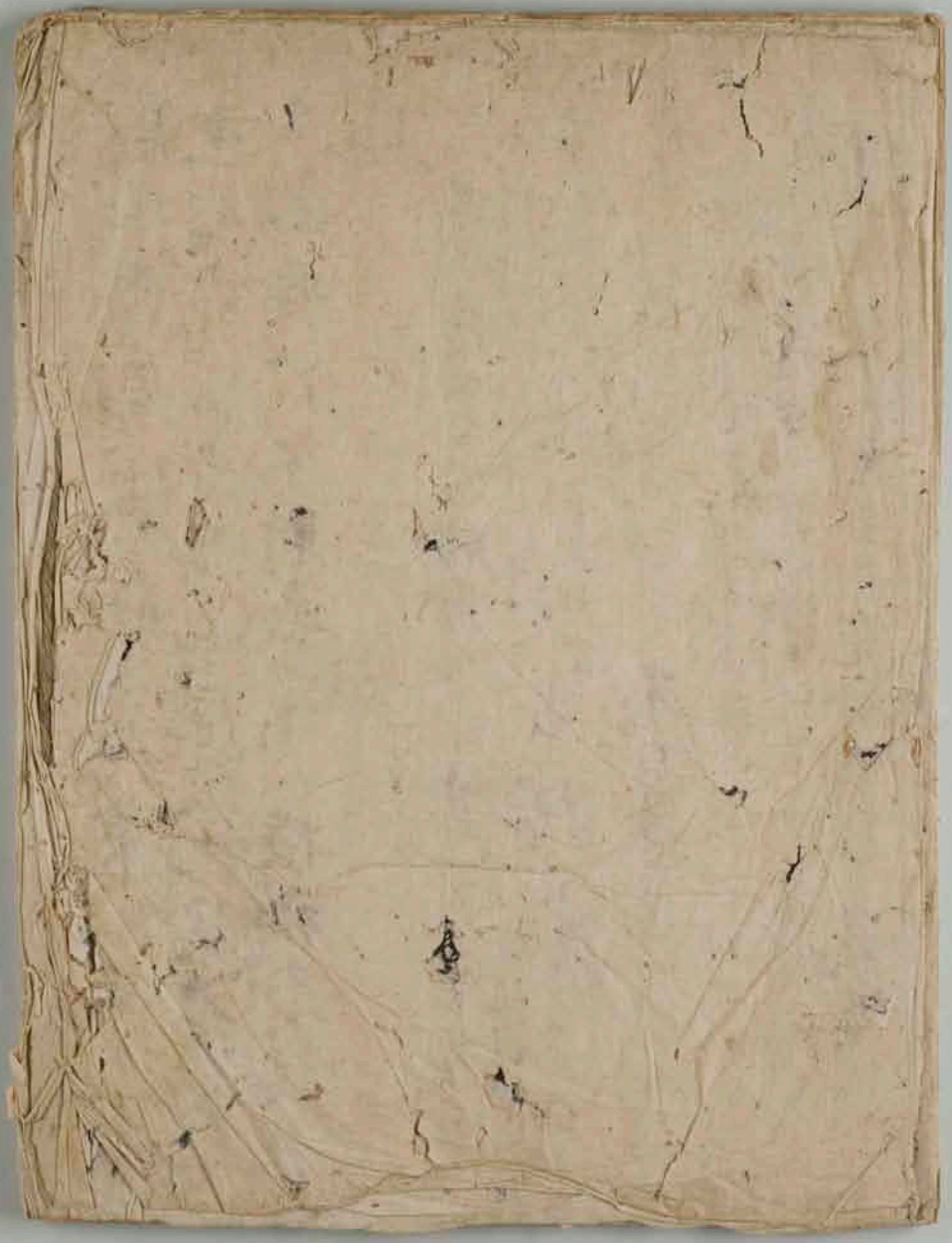
[illegible]